

四 発行方法の適用の振替法の適三  
二 の法発号名の法律行称項及の及び根そ拠記成件二等十を六次年号の年一  
一 平成令第債務省告示行省財國債の發行第一  
〇

億円面額で二兆七千三百六十  
定にうちに、財政法第四条第一項の規  
定に基づき発行した利付国債に規  
め當九つに公債の必要な財源の確保を図るた  
めに當九億九千七百五十五万円で二百四十  
の公債の必要な財源の特例に関するた  
めに當九億九千七百五十五万円で二百四十  
の公債の必要な財源の特例に関するた

## 七

ハ　ロ　イ  
払

特	国	札	非	入	価	込	行	争	非	者	特	国	札	非
別		債	發	競	札	格	入	価	・	別	債		發	競
參	市	行	爭	發	競	金	札	格	第	參	市		行	爭
加	場	入	行	爭	額		發	競	I	加	場		入	

ハ　ロ　イ

千円十万二	百國條特億國條特千額發六三て基萬千に規關億はき法
六二円兆	十債の別二債の別五面行十億はづ円五つ定す五、發律
百億七	七に規會千に規會百金し二三、き、百いにる千額行第
十ニ千	億つ定計ニつ定計四額た條千額發同九て基法四面し
七千三	円いにに百いにに十で利第七面行法十はづ律百金た二条第一
億ニ百三	て基關万て基關万三付一百金し第八、き第五額利付
千百六	、づす円、づす円千國項ニ額た四億額發四万で一項
六十二	額きる額きる四債の十で利十四面行十円四
百二十	面發法面發法百に規万三付七千金し六、千國の
十万億	金行律金行律九つ定円千國條五額た條特六債規
十七二	額し第額し第十いに、三債の百で利第別百に定
万二千	でた四でた四九て基同百に規八一付一會四つに
円二百	千利十十利十億はづ法六つ定十兆國項計十い基
百二十	六付七二付七六、き第十いに五五債のに九てづ

十  
十  
三  
二

十  
十  
ロ  
イ  
一  
發

九  
八

初利發競 I 加場び札非入価發  
期行争非者特国發競札格行行  
利入価・別債行争發競価  
子率札格第参市及入行争格日

振額最  
替低行争非者  
額入価・  
単面札格第  
位金發競 I

規下は期た期平年  
定、が金と成○  
す次そ銀額し二・  
る号の行を、十一  
期及翌休支次六パ  
日び當業払の年一  
に第業う算七セ  
つ十日。式月ン  
い五ににたに十ト  
て号支当だよ五  
同に払たしり日  
じおうる、算を  
。いへと支出支  
。て以き払し払

額上額平す額の振五  
面の面成るの記替万  
金そ金二。整載法円  
額れ額十数又の  
百ぞ百六倍は規  
円れ円年年の記定  
にのに一月金録に  
つ応つ十五額はよ  
き募きに、る  
百価百五よ最振  
円格円日る低替  
一五も額口  
錢厘の面座  
以と金簿

十  
九  
八  
七  
六  
五  
十  
四

払 者 入 払 元 償 償 後 第  
込 札 場 利 還 還 の 二  
期 参 所 金 金 期 利 期  
日 加 支 額 限 子 以

平 財 日 額 平 利 て を 每  
成 務 本 面 成 子 、 支 年  
二 大 銀 金 二 を そ 払 一  
十 臣 行 額 十 支 の 期 月  
六 か 百 八 払 日 と 十  
年 ら 円 年 う 以 し 五  
一 通 に 一 ° 前 、 日  
月 知 つ 月 六 各 及  
十 を き 十 月 支 び  
五 受 百 五 間 払 七  
日 け 円 日 に 期 月  
た 属 に 十  
者 す お 五  
る い 日